

令和8年10月より改正される健康保険法等について

標記の件に関しまして、令和8年10月1日から取扱いが変更となりますので下記のとおりお知らせいたします。

記

■短時間労働者に対する賃金要件の撤廃

短時間労働者に対する適用要件の一つである賃金要件について、最低賃金の上昇により週の所定労働時間が20時間以上であれば、賃金要件を満たすことになり、要件としての必要性がなくなったことから撤廃されました。

【～令和8年9月】		【令和8年10月～（改正）】	
①事業所の規模要件	常時50人超(特定適用事業所) 又は任意特定適用事業所 ^{※1}		常時50人超(特定適用事業所) 又は任意特定適用事業所 ^{※1}
②労働時間要件	週20時間以上		週20時間以上
③賃金要件	月額8.8万円以上		賃金要件の撤廃
④勤務期間要件	2か月を超えて継続して使用 される見込み		2か月を超えて継続して使用 される見込み
⑤適用除外要件	学生ではないこと		学生ではないこと

※1 任意特定適用事業所：特定適用事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、労働者の1/2以上の同意を得て、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所

■賃金要件の撤廃に伴う適用除外等の特例

75歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金減額の特例許可^{※2}を受け、所定内賃金^{※3}が月額8.8万円未満である方（以下「特定減額特例対象者」という。）は、短時間労働者における賃金要件が撤廃されることにより、他の要件を満たせば被保険者になりますが、特定減額特例対象者については保険料負担が報酬に比して過大になる場合があることから、当分の間、被保険者には該当しないことになりました。

ただし、特定減額特例対象者であっても、老後の補償や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点から、被保険者になることを希望する場合は「資格取得届」に加え、特定減額特例対象者からの申出による「特定減額特例対象者被保険者資格取得申出書」を提出していただくことにより被保険者の資格取得が可能になります。

※2 最低賃金減額の特例許可：最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあることから、次の1～5のいずれかに該当する方については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。（最低賃金法第7条）

- | | | | | |
|----------------------------|--------------|---|----------------|----------------|
| 1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方 | 2. 試の使用期間中の方 | 3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方 | 4. 軽易な業務に従事する方 | 5. 断続的労働に従事する方 |
|----------------------------|--------------|---|----------------|----------------|

※3 所定内賃金：基本給及び諸手当を指し、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません

【別添】「特定減額特例対象者 被保険者資格取得/喪失申出書」・「被保険者区分変更届」

■保険料調整制度

概 要

適用拡大により被保険者の資格を取得する短時間労働者について、新たに発生する保険料の負担を回避するために就業調整が行われることのないよう、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制できる制度となります。

対象事業所の事業主様が利用開始を申出されることで、通算 3 年間（36 か月間）は、短時間労働者の保険料負担割合を軽減し、事業主様の保険料負担割合分を増加することが可能となります。

増加した事業主様の保険料負担割合分につきましては、当該月の 4 か月後までに健康保険料額に充当することによって還付されます。

保険料軽減割合

標準報酬月額	被保険者：事業主（1・2 年目）	被保険者：事業主（3 年目）
～88 千円	25 ： 75	37.5 ： 62.5
98 千円	30 ： 70	40 ： 60
104 千円	36 ： 64	43 ： 57
110 千円	41 ： 59	45.5 ： 54.5
118 千円	45 ： 55	47.5 ： 52.5
126 千円	48 ： 52	49 ： 51

制度を利用できる事業所

①令和 8 年 10 月 1 日以後に任意特定適用事業所となった事業所

→ 任意特定適用事業所となった日より該当

②令和 9 年 10 月 1 日以後の短時間労働者に対する適用拡大により特定適用事業所となる事業所

→ 特定適用事業所となった日より該当（下表参照）

特定適用事業所となる事業所規模要件	縮小・撤廃予定日
常 時 36 人 ～ 50 人	令和 9 年 10 月 1 日
〃 21 人 ～ 35 人	令和 11 年 10 月 1 日
〃 11 人 ～ 20 人	令和 14 年 10 月 1 日
〃 10 人 以下	令和 17 年 10 月 1 日

制度を利用できない事業所

③令和 8 年 10 月 1 日において、既に短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象である

④令和 8 年 10 月 1 日以後に新しく適用事業所となった事業所のうち、事業所規模が 51 人以上の特定適用事業所となった

⑤上記①・②のいずれかに該当した日の前日までに事業所規模が 51 人以上の特定適用事業所となった

⑥上記①・②のいずれかに該当したにもかかわらず、保険料調整制度の利用開始期限内に申出をせず、その後、改めて上記①・②のいずれかに該当した

⑦既に保険料調整制度の開始申出をしたことがある

手続き方法

上記①・②の定める日から 2 年を経過した日が属する月の前月までに「保険料調整開始申出書」をご提出ください。

調整の対象となる保険料

一般保険料のみ（標準賞与額に係る保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は対象外）

制度の対象となる被保険者

- ・1 週間の所定労働時間または 1 か月間の所定労働時間日数が通常の労働者の 3/4 未満
- ・1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- ・2 か月を超えて継続して使用される見込み
- ・学生ではない
- ・標準報酬月額が 12 万円 6 千円以下

制度の対象とならない被保険者

- ・70 歳以上の厚生年金保険高年齢任意加入している
- ・産前産後休業・育児休業等期間中により保険料免除となっている
- ・2 以上の適用事業所に使用されている

【別添】「保険料調整（開始/停止解除）申出書」・「保険料調整額変更事由該当届」